

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定地域密着型サービスの事業（第3条―第10条）

第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第11条―第14条）

第3章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）における指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第2章 指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定地域密着型サービスの事業

（通則）

第3条 法第78条の2第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第4条 指定地域密着型サービスの事業は、要介護状態となった場合においても、

その利用者が可能な限りその住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定地域密着型サービスの事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービスの事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、広域連合、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第5条 法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員は、29人以下とする。

(居室等の面積)

第6条 指定地域密着型サービスの事業者の設備の基準のうち、居室等の面積は規則で定める。

(非常災害対策)

第7条 指定地域密着型サービスの事業者で別表第1第1号に掲げるものは、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(記録の整備)

第8条 指定地域密着型サービスの事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録で次の表の左欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の右欄に掲げる期間保管しなければならない。

別表第2第1号に掲げる記録	サービスの提供に係る保険給付支払の日	5年
別表第3第1号に掲げる記録	左欄の記録の完結の日	2年

(暴力団関係者の排除)

第9条 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所における介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の4に規定する使用人は、暴力団関係者であってはならない。

3 前2項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (5) 法人でその役員のうち、第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(その他の基準)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(通則)

第11条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第12条 指定地域密着型介護予防サービスの事業は、その利用者が可能な限りその住み慣れた地域において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、広域連合、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(準用)

第13条 第6条から第9条の規定は、「指定地域密着型介護予防サービス」の事業について準用する。この場合において、第6条中「指定地域密着型サービスの事業者」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの事業者」と、第7条中「指定地域密着型サービスの事業者で別表第1第1号」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの事業者で別表第1第2号」と、第8条中「指定地域密着型サービスの事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは、「指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、利用者に対する指定地域密着型介護予防サービス」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第2号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第2号」と、第9条中「指定地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第14条 この条例に定めるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第115条の14第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第3章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第15条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）である者とする。

- (1) その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある法人
- (2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人
- (3) 福岡県暴力団排除条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した法人で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- (4) その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないものがある法人
- (5) 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (6) その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものがある法人

第16条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人（前条第1項各号に掲げる法人を除く。）である者とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条、第13条関係）

- 1 指定地域密着型サービスの事業
 - イ 指定認知症対応型通所介護
 - ロ 指定小規模多機能型居宅介護
 - ハ 指定認知症対応型共同生活介護

- ニ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ホ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - へ 複合型サービス
 - ト 地域密着型通所介護
- 2 指定地域密着型介護予防サービスの事業
- イ 指定介護予防認知症対応型通所介護
 - ロ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ハ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

別表第2（第8条、第13条関係）

1 指定地域密着型サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録 3 主治の医師による指示の文書 4 訪問看護報告書
夜間対応型訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 夜間対応型訪問介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 認知症対応型通所介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画 2 小規模多機能型居宅介護計画 3 提供した具体的なサービスの内容等の記録
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 認知症対応型共同生活介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域密着型特定施設サービス計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域密着型施設サービス計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画 2 複合型サービス計画

	3 主治の医師による指示の文書 4 複合型サービス報告書 5 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
介護予防認知症対応型通所介護	1 介護予防認知症対応型通所介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防小規模多機能型居宅介護	1 指定介護予防サービス等の利用に係る記録 2 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 3 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防認知症対応型共同生活介護	1 介護予防認知症対応型共同生活介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第3（第8条、第13条関係）

1 指定地域密着型サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置

	<p>についての記録</p> <p>ニ 介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>
2 夜間対応型訪問介護	1の項イからハまでに掲げる記録
3 認知症対応型通所介護	<p>イ 1の項イからハまでに掲げる記録</p> <p>ロ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>
4 小規模多機能型居宅介護	<p>イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>ロ 3の項に掲げる記録</p>
5 認知症対応型共同生活介護	4の項に掲げる記録
6 地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>イ 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合、その業務の実施状況についての確認の結果等の記録</p> <p>ロ 地域密着型介護サービス費の代理受領について、利用者の同意を得た旨及び利用者の氏名等が記載された書類</p> <p>ハ 4の項に掲げる記録</p>
7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4の項に掲げる記録
8 複合型サービス	4の項に掲げる記録
9 地域密着型通所介護	3の項に掲げる記録

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
1 介護予防認知症対	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行

<p>応型通所介護</p>	<p>わなければならない市町村への通知に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 <p>ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>ニ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>ハ 1の項に掲げる記録</p>
<p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>2の項に掲げる記録</p>